

総合口座取引規定

令和6年4月1日改正

総合口座取引規定

1. (総合口座取引契約の成立)

当金庫は、お客様からこの預金に係る、当金庫所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該預金に係る契約が成立するものとします。

1の2 (総合口座取引)

(1) 次の各取引は、総合口座（以下「この取引」といいます）として利用することができます。

- ① 普通預金
- ② 期日指定定期預金、自由金利型定期預金（M型）、自由金利型定期預金、および変動金利定期預金（以下これらを「定期預金」といいます。）
- ③ 定期積金
- ④ 国債等公共債（以下「国債等」といいます。）保護預り
- ⑤ 第2号の定期預金、第3号の定期積金または、第4号の国債等を担保とする当座貸越

(2) 普通預金については、単独で利用することができます。

(3) 第1項第1号から第4号までの各取引については、この規定の定めによるほか、当金庫の当該各取引の規定により取扱います。

2. (取扱店の範囲)

(1) 普通預金および無利息型普通預金は、当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻し（当座貸越を利用した普通預金の払戻しを含みます。）ができます。

(2) 期日指定定期預金、自由金利型定期預金（M型）および変動金利定期預金の預入れは一口1万円以上（ただし、中間利息定期預金によって作成される定期預金の預入れの場合を除きます。）、自由金利型定期預金の預入れは当金庫所定の金額以上とし、これらの預金の預入れ、解約または書替継続は本店のみで取扱います。

(3) 定期積金の一口1回当りの掛込額は1,000円以上とし、その契約、初回払込みおよび解約は本店のみで取扱います。ただし、2回目以降の払込みは当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも取扱います。

(4) 国債の預入れ、引出しまたは保護預りの解約は本店のみで取扱います。

3. (定期積金掛金の振込、領収)

(1) 定期積金は定期積金掛込帳、定期積金・担保明細欄記載の払込日に掛金を払込みください。払込みのときは必ずこの通帳をお差し出してください。

(2) 掛金の領収には、当金庫所定の機械による印字または領収印を押捺いたします。もし通帳が見当たらないときは、当金庫印押捺の受付票を発行いたします。

4. (証券類の受入)

(1) 普通預金および定期積金には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）も受入れます。

(2) 手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。

(3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。

(4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。

(5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

5. (振込金の受入)

(1) この預金口座には、為替による振込金を受入れます。ただし、この預金口座の名義人より、当該振込みに係る入金拒絶の申し出がある場合には、入金を受入れをせず、資金を振込人に返却します。また、この預金口座の名義人に相続が開始した後（当金庫が預金口座名義人の死亡届を受理した後）の振込金は、入金を受入れをせず、資金を振込人に返却します。

- (2) この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。
6. (受入証券類の決済、不渡り)
 - (1) 普通預金に証券類を受入れたときは、受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日は、通帳の摘要欄に記載します。
 - (2) 証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
 - (3) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金および掛金になりません。この場合は直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに普通預金については、その金額を普通預金元帳から引落とし、また、定期積金については、定期積金通帳（掛込帳）の当該払込み記載を取消したうえで、その証券類は、取扱店で返却します。
 - (4) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。
 7. (定期預金の自動継続)
 - (1) 定期預金は、満期日に前回と同一の期間の預金に自動的に継続します。ただし、期日指定定期預金は、通帳の定期性預金・担保明細欄記載の最長預入期限に期日指定定期預金に自動的に継続します。また、期日指定定期預金は、継続後の元金が300万円以上となる場合は、預入期間3年の自由金利型定期預金（M型）に自動的に継続（変更）します。
 - (2) 継続された預金についても前項と同様とします。
 - (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を当店に申し出てください。ただし、期日指定定期預金については、最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）までにその旨を当店に申し出てください。
 8. (預金の払戻し等)
 - (1) 普通預金の払戻しまたは定期預金の解約、書替継続および定期積金の解約をするときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印鑑により記名押印して、この通帳とともに提出してください。なお、定期積金を解約する場合は定期積金掛込帳も併せて提出してください。
 - (2) 前項の払戻しまたは解約、書替継続の手続に加え、当該預金の払戻しまたは支払いを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しまたは支払いを行いません。
 - (2の2) 前二項の規定にかかわらず、本規定に定める各預金の預金口座の名義人に相続が開始した後（当金庫が預金口座名義人の死亡届を受理した後）は、当該名義人の共同相続人全員の総意（相続人が一人の場合は当該相続人の意思とします。）による払戻し請求でなければ、払戻しできません。ただし、家事事件手続法第200条第3項の保全処分、または民法第909条の2の規定に基づく払戻し請求に係る仮払いについては、この限りではありません。
 - (3) 普通預金から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当金庫所定の手続をしてください。なお、この預金口座の名義人に相続が開始した後（当金庫が預金口座名義人の死亡届を受理した後）は、当該各種料金等の自動支払いを一時停止し、共同相続人の総意を確認のうえ、取扱いいたします。
 - (4) 普通預金から同日に数件の支払いをする場合に、その総額が払戻することができる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）をこえるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。
 9. (預金利息・給付ほてん金の支払い)
 - (1) 普通預金（但し、無利息型普通預金を除きます。）の利息は、毎年2月と8月の所定の日、普通預金に組入れます。
 - (2) 定期預金等の利息は、元金に組入れる場合および中間払利息を中間利息定期預金とする場合を除き、その利払日に普通預金に入金します。現金で受取ることはできません。
 - (3) 定期積金の給付ほてん金は、定期積金掛込帳、定期積金・担保明細欄記載の給付契約金と掛金総額の差額により計算します。

10. (当座貸越)

- (1) 普通預金について、その残高をこえて払戻しの請求または各種料金等の自動支払いの請求があった場合には、当金庫はこの取引の定期預金、定期積金および国債等を担保に不足額を当座貸越として自動的に貸出し、普通預金へ入金のうち払戻しまたは自動支払いします。
- (2) 前項による当座貸越の限度額（以下「極度額」といいます。）は、次の第1号の金額と第2号の金額の合計額とします。
 - ① この取引の定期預金、定期積金の合計額の90%（1円未満は切捨てます。）または500万円のうちいずれか少ない金額。
 - ② この取引の国債等のうち利付国債、政府保証債についてはその額面合計額の80%と割引国債についてはその額面合計額の60%との合計額、または500万円のうちいずれか少ない金額。ただし、国債等の額面額に乗じる場合は金融情勢の変化により変更することがあります。この場合、変更日および変更後の割合は店頭に掲示し、それにより貸越金が新極度額をこえることとなるときは、当金庫からの請求がありしだい直ちに新極度額をこえる金額に見合う国債等を担保に差入れるか、または、新極度額をこえる金額を支払ってください。
- (3) 第1項による貸越金の残高がある場合には、普通預金に受入れまたは振込まれた資金（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの資金から除きます。）は貸越金残高に達するまで自動的に返済にあてます。なお、貸越金の利率に差異がある場合には、後記第11条第1項第1号の貸越利率の高い順にその返済にあてます。

11. (貸越金の担保)

- (1) この取引に定期預金、定期積金または国債等があるときは、第2項の順序に従い、次により貸越金の担保とします。
 - ① この取引の定期預金、定期積金には、その合計額について555万円を限度に貸越金の担保として質権を設定します。
 - ② この取引の国債等は、その種類ごとに次の金額を限度とし、かつ前条第2項第2号の金額を担保とするに足りるまで貸越金の担保として差入れられ、その国債等（その国債等が混蔵保管の方法により寄託されている場合にはその共有持分権その他いっさいの権利）は担保としてその引落しを受けます。
 - A. 割引国債を担保とする場合……………833万円
 - B. 利付国債を担保とする場合……………625万円
 - C. 政府保証債を担保とする場合……………625万円
 - ③ 定期積金に対する質権設定手続きは当金庫所定の方法によるものとします。
- (2) この取引に定期預金、定期積金または国債等があるときは、後記第12条第1項第1号の貸越利率の低いものから順次担保とします。なお、貸越利率が同一となるものがあるときは、次により取扱います。
 - ① 定期預金、定期積金を担保とする貸越利率と国債等を担保とする貸越利率が同一の場合には、まず、定期預金、定期積金を担保とします。
 - ② 貸越利率が同一となる定期預金、定期積金が数口ある場合には、預入日（継続をしたときはその継続日）の早い順序に従い担保とします。
 - ③ 国債等が数種ある場合は次の順序に従い担保とします。なお、同種の国債等が数口ある場合には償還期日の早い順、償還期日が同じ場合には取扱番号の若い順とします。
 - A. 割引国債
 - B. 利付国債
 - C. 政府保証債
- (3) ① 貸越金の担保となっている定期預金、定期積金について解約または（仮）差押があった場合には、前条第2項第1号により算出される金額については、解約された預金の金額または（仮）差押にかかる預金の金額を除外することとし、前各項と同様の方法により貸越金の担保とします。
- ② 貸越金の担保となっている国債等について、引出し、買取り、償還または（仮）差押があった場合には、前条第2項第2号により算出される金額については、引出し、買取り、償還

または（仮）差押にかかる国債等の全額を除外することとし、前各号と同様の方法により貸越金の担保とします。

- ③ 前各号の場合、貸越金が新極度額をこえることとなるときは、直ちに新極度額をこえる金額を支払ってください。この支払いがあるまでの前号の（仮）差押にかかる国債等についての担保権は引続き存続するものとします。

12.（貸越金利息等）

- (1)① 貸越金の利息は、付利単位を1円とし、毎年2月と8月の所定の日に、1年を365日として日割計算のうえ普通預金から引落としまたは貸越元金に組入れます。この場合の貸越利率は、次のとおりとします。
- A. 期日指定定期預金を貸越金の担保とする場合
その期日指定定期預金ごとに、その「2年以上」の利率に年0.50%を加えた利率
 - B. 自由金利型定期預金（M型）を貸越金の担保とする場合
その自由金利型定期預金（M型）ごとに、その約定利率に年0.50%を加えた利率
 - C. 自由金利型定期預金を貸越金の担保とする場合
その自由金利型定期預金ごとに、その約定利率に年0.50%を加えた利率
 - D. 変動金利定期預金を貸越金の担保とする場合
その変動金利定期預金ごとにその約定利率に年0.50%を加えた利率
 - E. 国債等を貸越金の担保とする場合
店頭掲示の総合口座貸越利率表記載の貸越利率
 - F. 定期積金を貸越金の担保とする場合、その定期積金ごとにその約定利回りに年1.00%を加えた利率
- ② 前号の組入れにより極度額をこえる場合には、当金庫からの請求がありしだい直ちに極度額をこえる金額を支払ってください。
- ③ この取引の定期預金および定期積金の全額の解約により、定期預金及び定期積金のいずれの残高も零となった場合には、第1号にかかわらず貸越金の利息を同時に支払ってください。
- (2) 貸越利率については、金融情勢の変化により変更することがあります。この場合の新利率の適用は当金庫が定めた日からとします。
- (3) 国債等保護預りの口座管理手数料は、担保差入後も引続き支払ってください。
- (4) 当金庫に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は、年14.6%（年365日の日割計算）とします。

13.（国債等の償還金等の受入れ）

この取引の国債等の償還金および利金の支払いがある場合に貸越残高があるときは、保護預り規定（国債等公共債）にかかわらず、当金庫がこれを受取り、この取引の普通預金へ入金します。また、この取引の国債等の買取代金の支払いがある場合に貸越残高があるときも同様とします。

14.（届出事項の変更、通帳の再発行等）

- (1) この通帳や印鑑を失ったとき、または、印鑑、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に、届出を行わなかったことにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) この通帳または印鑑を失った場合の普通預金の払戻し、解約、定期預金の元利金の支払いおよび定期積金の給付契約金等の支払い、または通帳の再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。なお、通帳の再発行に際しては、当金庫所定の手数料をいただきます。
- (3) 届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

15.（印鑑照合等）

この取引において払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認められたほか、払戻請求者が預金払戻しの権限を有しないと判断される特段の事情がないと当金庫が過失なく判断して行った払戻しは有効な払戻しとします。

なお、預金者は、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しまたは支払いの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

16. (盗難通帳による払戻し・支払い等)

- (1) 盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しまたは支払い（以下、本条において「当該払戻し・支払い」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当金庫に対して当該払戻し・支払いの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額のほてんを請求することができます。
 - ① 通帳の盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行われていること
 - ② 当金庫の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
 - ③ 当金庫に対し、警察署に被書届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻し・支払いが預金者の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日（ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しまたは支払いの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額（以下「ほてん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらずほてんするものとします。

ただし、当該払戻し・支払いが行われたことについて、当金庫が善意無過失であることおよび預金者に過失（重過失を除く）があることを当金庫が証明した場合には、当金庫はほてん対象額の4分の3に相当する金額をほてんするものとします。
- (3) 前二項の規定は、第1項にかかる当金庫への通知が、通帳が盗取された日（通帳が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳を用いて行われた不正な預金払戻しまたは支払いが最初に行われた日。）から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当金庫が証明した場合には、当金庫はほてんしません。
 - ① 当該払戻し・支払いが行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
 - A. 当該払戻し・支払いが預金者の重大な過失により行われたこと
 - B. 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
 - C. 預金者が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
 - ② 通帳の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと
- (5) 当金庫が当該預金について預金者に払戻しまたは支払いを行っている場合には、この払戻しまたは支払いを行った額の限度において、第1項にもとづくほてんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該払戻しまたは支払いを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
- (6) 当金庫が第2項の規定にもとづきほてんを行った場合に、当該ほてんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権または支払請求権は消滅します。
- (7) 当金庫が第2項の規定によりほてんを行ったときは、当金庫は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳により不正な払戻しまたは支払いを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得請求権を取得するものとします。

17. (即時支払)

- (1) 次の各号の一つにでも該当した場合に貸越元利金等があるときは、当金庫からの請求がなくとも、それらを支払ってください。
 - ① 支払いの停止または破産、再生手続き開始の申立があったとき
 - ② お客様に相続の開始があったことを当金庫が知ったとき
 - ②の2 お客様が行方不明になったことを当金庫が知ったとき
 - ③ 第12条第1項第2号により極度額をこえたまま6か月を経過したとき
 - ④ 住所変更の届け出を怠るなどにより、当金庫において所在が明らかでなくなったとき

(2) 次の各場合に貸越元利金等があるときは、当金庫からの請求がありしだい、それらを支払ってください。

- ① 当金庫に対する債務の一つでも返済が遅れているとき
- ② その他債権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき

18. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第19条第5項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第19条第5項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

18の2. (取引の制限等)

- (1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 日本国籍を保有せず本邦に居住している預金者は、在留資格および在留期間その他必要な事項を当金庫の指定する方法によって取引店に届出てください。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、当金庫は、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限することがあります。
- (4) 1年以上利用のない預金口座は、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限することがあります。
- (5) 前四項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたとき当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

19. (解約等)

- (1) この預金を解約する場合には、通帳（キャッシュカードを発行している場合はキャッシュカード、定期積金を担保とされている場合は、定期積金掛込帳）および届出の印鑑を持参のうえ、当店に申し出てください。この場合、この取引は終了するものとし貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。なお、この通帳に定期預金、定期積金または国債等の記載がある場合で、定期預金、定期積金の残高があるときは、別途に定期預金、定期積金の証書（または通帳）を発行し、国債等の残高があるときは別途に保護預り証書（または通帳）を発行します。
- (2) 定期積金を解約する場合には、定期積金掛込帳も併せてご提出ください。
- (3) 第17条各項の事由があるときは、当金庫はいつでも貸越を中止または貸越取引を解約できるものとします。
- (4) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信したときに解約されたものとします。
 - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が第17条第1項に違反した場合
 - ③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ④ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ⑤ 当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項または前条第1項もしくは第3項の定めにもとづき預金者が回答または届出した事項について、預金

- 者の回答または届出が虚偽であることが明らかになった場合
- ⑥ 上記第1号から第5号までの疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当金庫からの確認の要請に応じない場合
 - ⑦ 前条第1項から4項までに定める取引等の制限が1年以上に渡って解消されない場合
 - (5) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。
 - ① 取引の申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
 - D. 暴力団準構成員
 - E. 暴力団関係企業およびその関係者
 - F. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - G. その他前各号に準ずる者
 - ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為
 - (6) この預金が、当金庫が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を越えることがない場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。
 - (6の2) この預金について、口座開設後1か月をこえて入金がない場合には、当金庫から通知のうえ、通知記載の期間内に取引継続の申し出がない場合には、当金庫は口座を解約できるものとします。
 - (7) 前三項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳、届出印、発行済カードならびに本人確認資料を持参のうえ、当店に申し出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。
20. (未利用口座管理手数料)
- (1) 次のすべてに該当する口座を未利用口座とし、当金庫所定の未利用口座管理手数料（以下の本条において「手数料」といいます。）をいただきます。ただし、18歳未満の口座は対象外といたします。
 - ① 令和6年（2024年）4月1日以降に新規開設された総合口座であること。
 - ② 最後のお預入れ又は払戻してから2年以上、一度も入出金の利用がない預金口座であること（当該口座のお利息の元本への組入れ及び手数料の引落しは除きます。）。
 - ③ 該当の預金口座の残高が1万円未満であること。
 - ④ 当金庫で、お借り入れがないこと。
 - ⑤ 当金庫で、定期性預金、財形、投資信託・国債・保険等預かり金融資産のお取引がないこと。
 - ⑥ 口座振替設定が付与されていないこと（ただし、2年以上口座振替が無い場合は徴求対象となります。）。
 - ⑦ 後見支援預金口座でないこと（成年後見制度、福祉サービス利用等管理口座を含みます。）。
 - ⑧ 相続預金口座でないこと。
- * なお、通帳等の盗難、紛失等によりご利用を停止されている口座も対象となります。
- (2) 前項すべての条件に該当する口座となった場合、口座名義人に対し、お届出の住所にご案内文

書を送付します。ご案内文書の送付後、一定期間（約3ヶ月）経過後もご利用が無い場合には、当該口座から払戻請求書等によらず、手数料を引落しいたします。なお、翌年以降も口座の未利用状態が継続する場合は、同様に手数料を引落します（その際、ご案内文書は送付いたしません。）。

- * 送付したご案内文書が延着しまたは到達しなかった場合でも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- (3) 手数料の引落しに際し、口座残高が不足する場合は、その残高を手数料の一部として充当したうえで、通知することなく当金庫所定の方法により当該口座を解約します。この場合、手数料の不足分を別途いただくことはいたしません。
 - (4) ご負担いただいた手数料の返却及び解約した口座の再利用には応じられません。

21. (通 知)

届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発信した場合には、延着しまたは到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

22. (差引計算等)

- (1) この取引による債務を履行しなければならない場合には、当金庫は次のとおり取り扱うことができるものとします。
 - ① この取引の定期預金および定期積金については、その満期日前でも貸越元利金等と相殺できるものとします。また、相殺できる場合は事前の通知および所定の手続を省略し、この取引の定期預金または定期積金を払戻し、貸越元利金等の弁済にあてることもできるものとします。
 - ② この取引の国債等については、事前に通知することなく、これを一般に適当と認められる方法、時期、価格等によって処分の上、その取得金から諸費用を差し引いた残額を債務の弁済にあてることのできるものとします。
 - ③ 前号によるほか、事前に通知の上、一般に適当と認められる価格、時期等によって債務の全部または一部の弁済にかえて、この国債等を取得することもできるものとします。
 - ④ 前各号により、なお残りの債務がある場合には直ちに支払ってください。
- (2) 前項によって差引計算等をする場合、債権債務の利息および損害金の計算については、この期間を計算実行の日までとし、定期預金の利率はその約定利率、定期積金についてはその約定利回りとなります。

23. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様に当店に届け出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前二項と同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (4) 前三項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (5) 前四項の届出の前に、当金庫が過失なく預金者の行為能力に制限がないと判断して行った払戻しについては、預金者およびその成年後見人、保佐人、補助人もしくはそれらの承継人は取消しを主張しません。

24. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) 普通預金、定期預金その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
- (2) 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

25. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) 定期預金または定期積金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合（普通預金は、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合）には、当金庫に対する借入金等の債務（借入金のほか各種手数料債務、保証債務等を含む。）と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には、充当の順序方法を指定のうえ、当金庫所定の払戻請求書に届出の印鑑により記名押印し通帳（定期積金の場合は定期積金掛込帳）とともに直ちに当金庫に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には当該債務また当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充当の指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① 定期預金・定期積金または普通預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到着した日の前日までとして、利率は 約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取り扱いについては当金庫の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

26. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を、店頭表示、当金庫ホームページ又その他相当の方法で公表することにより、周知します。
- (3) 前二項による変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとし、公表の日から適用開始日までには変更内容に応じて相当の期間をおくものとします。

以 上